

290329地域公共交通の見直しについて

1 路線バス

平成29年度運行するバス運行系統<町営バス>

番号	起 点	運行主体	備 考
1	油木～呉ヶ峠	町	・中国バスに代わり町が運行
2	油木～豊松	町	・維持(高校生の利用を維持する為)
3	神石高原町立病院～豊松	町	・維持(利用は5人程度)

中バスは
廃止となる

※神石・油木には市立病院があるが豊松には無いので当分(3)を維持する。

※「中バス」高蓋～油木は維持(高校生の通学の確保) 上下・東城高校の通学⇒現在0

2 ふれあい号

平成29年度⇒「廃止」

利用者数4人/日なら継続す
るとしても5路線しか残らない

(平成26年度→26路線、平成27年度→20路線、平成28年→16路線)

3 ふれあいタクシー事業の新設⇒「平成29年4月1日」から導入

(公共交通補完事業(1～3号)、福祉タクシー事業制度を廃止し「新補助制度」へ一元化する)

タクシー運賃補助制度の概要

住民票で判断

区 分	内 容
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・神石高原町に住所を有し、次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> ①満75歳以上の人 ②満65歳に達した一人暮らしで町民税非課税の人 ③身体障害者手帳の交付を受けた人 ④療育手帳の交付を受けた人 ⑤精神障害福祉手帳の交付を受けた人 ⑥特定疾患医療受給者証の交付を受けた人 ⑦介護保険法に規定する要支援者及び要介護者 ⑧満75歳未満で運転免許証を返納した人 ⑨その他町長が認める人 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に公共交通補完事業の対象となりタクシーチケットの交付を受けた人など
補助対象となる利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の場合は目的を問わない ・町外の場合は、(株)中国バスが路線廃止を実施した場合の代替措置
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用1回につき、次の負担で利用 <目的地が神石高原町内の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー運賃が600円までの区間の場合は、利用者が全額負担 ・タクシー運賃が600円を超える場合は、600円を利用者が負担し、残りの運賃を町が負担 <目的地が町外の場合>・町外の病院への通院のみ可 <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー料金が10,000円までは、利用者が半額を負担 ・タクシー料金が10,000円を超えた場合は、町が5,000円を負担し、半額分(5,000円)及び超過料金分を利用者が負担
補助回数	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数の制限なし
利用できる事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のタクシー及び介護タクシー事業者 ・ナインタクシーも可

タクシー利用
証の交付

